

第一章 生産情報公表 J A S 規格の概要

1. J A S 制度の概要
2. 生産情報公表牛肉の J A S 規格制定の趣旨
3. 生産情報公表牛肉の J A S 規格の具体的仕組み
4. 生産情報公表牛肉の J A S 規格の内容
5. 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する
特別措置法と生産情報公表 J A S の公表事項の整理

第一章 生産情報公表 J A S 規格の概要

1. J A S 制度の概要

(1) J A S 制度は、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」(以下「J A S 法」という。)に基づいて①農林物資の品質の改善、②生産の合理化、③取引の単純公正化、④使用又は消費の合理化を図るため、農林水産大臣が制定した日本農林規格(J A S 規格)による検査に合格した製品に J A S マークを付ける(マークを付けるかどうかは任意)ことを認める「J A S 規格」と、農林物資の品質に関する適正な表示を行わせることによって一般消費者の商品の選択に資するために農林水産大臣が制定した品質表示基準に従った表示を、全ての製造業者又は販売業者等に義務づける「品質表示基準」を定めている。

J A S 法において、農林物資とは酒類、医薬品等を除く①飲食料品及び油脂、②農産物、林産物及び水産物並びにこれらを原料又は材料として製造し、又は加工した物資(①に掲げるものを除く。)であって政令で定めるもの(いぐさ製品、生糸、一般材及び合板など)をいい、これに該当するものであれば国内外のいずれで生産・製造されたかに拘わらず、J A S 規格の対象となる。

(2) J A S 規格は、J A S 法第 2 条 3 項で、「品位、成分、性能等の品質についての基準(一般 J A S 規格)」と「生産の方法についての基準(特別な生産や製造方法、特色ある原材料に着目した規格等(特定 J A S 規格))」があり、この生産情報公表牛肉の日本農林規格は「生産方法についての基準(生産履歴等の情報を正確に記録し、記録を適切に管理した上で牛肉を生産する。)」を定めることとしている。

平成 15 年 5 月現在で、一般 J A S 規格については、即席めん類、しょうゆ、マーガリン類等 80 品目が定められており、また、特定 J A S 規格については、熟成ハム類、熟成ベーコン類、熟成ソーセージ類、地鶏肉、有機農産物及び有機農産物加工品が定められている。

2. 生産情報公表牛肉の J A S 規格の制定の趣旨

B S E の発生や最近の食品の偽装表示事件を背景として、消費者の間に食品の安全に対する不安や食品表示に対する不信が生じており、消費者の「食」に対する信頼の回復を図ることが喫緊の課題となっている。

このため、トレーサビリティシステムの導入など「食卓から農場まで」顔の見える仕組みを整備することが求められており、この一環として、食品の生産履歴(生産者、品種、出荷日など)に関する情報を、消費者に正確に伝えていることを第三者機関が認証する J

A S 規格制度を導入することとする。

J A S 規格の制定にあたっては、食肉のうち、まず、国民の関心が特に高く牛の個体管理の体制が整備されている牛肉について、この J A S 規格を制定し、その後、順次、対象品目を拡大することとする。

3. 生産情報公表牛肉の J A S 規格の具体的な仕組み

(合挽肉、舌、内臓肉、調味液に漬けた肉及びハンバーグ等の加工食品は対象外とする。)
生産情報公表牛肉の J A S 制度の仕組みは図 1 に示されている通りである。

(1) 登録認定機関

登録認定機関となるためには、農林水産省告示で定める「登録認定機関となるための登録基準」に適合した法人（公益法人、N P O 法人、都道府県など）を農林水産大臣が登録する。

登録基準には、認定の業務に従事する者の資格・人員、認定の業務の管理に関する事項などを定めることとしている。

(2) 認定生産行程管理者

生産行程管理者は、牛肉の生産行程を管理し、又は把握するものとして、牛肉の生産者（枝肉の所有権は肥育農家にあることから肥育農家は生産行程管理者となり得る。）、牛肉の生産業者を構成員とする法人及び牛肉の販売業者と定められている。

従って、認定生産行程管理者が子牛の生産から肥育生産、と畜段階までの生産情報を責任を持って管理・把握する必要がある。

認定生産行程管理者となるためには、農林水産省告示で定める「生産行程管理者の認定の技術的基準」に適合した生産者等（牛の生産者、牛の生産者グループ、農協、牛肉の販売業者など）が J A S 規格に即して必要な生産情報を正確に記録・保管していることを登録認定機関から認定を受け、認定後も定期的に調査を受けることとなる（図 1）。認定の技術的基準には、牛の生産施設、生産行程の管理又は把握の実施方法、生産行程の管理又は把握を担当する者の資格及び人数などを定めることとしている。

(3) 認定生産行程管理者が行う生産行程の管理又は把握の実施方法

認定生産行程管理者の行う生産行程の管理・把握は、認定生産行程管理者が生産者の場合は子牛生産農家やほ育・育成農家およびと畜場に外注管理を依頼し、生産情報の提供を受け、格付け・J A S マークの貼付が行われる（図 2）。生産者グループ等が認定生産行程管理者の場合は、子牛生産農家、ほ育・育成農家、肥育農家、と畜場に外注管理を依頼し、情報を受けて食肉に格付けと J A S マークの貼付を行う（図 3）。

一体的認定には図 4 のように幾つかのパターンが考えられる。加工業者又は小売り業者が認定生産行程管理者の場合は、同時に認定小分け業者としての認定も受けて、子牛生産

農家、ほ育・育成農家、肥育農家、と畜場に外注管理を依頼し、情報提供を受けて部分肉・精肉の格付け・J A Sマークの貼付を行う（図5）。

（4）生産行程管理者による記録・保管

認定を受けた生産行程管理者は、J A S規格に従い、牛の生産情報（雌雄の別、出生の年月日、飼養施設の所在地、給餌情報及び動物用医薬品の使用情報など）を正確に記録・保管する。動物用医薬品の分類と規制は図6に、動物用医薬品の種類・成分の例は図7に示されている。

（5）生産情報公表牛肉のJ A Sマーク

生産情報公表J A S規格のマークは、公募により新たにマークが決定された。また認定を受けた生産行程管理者及び小分け業者以外の者は、J A Sマークを付すことができない。

認定を受けた生産者等は、生産情報公表牛肉のJ A Sマークと当該枝肉の個体を識別できる番号を、生産した枝肉（生産行程管理者が販売業者の場合にあっては、部分肉又は最終製品）に付加して販売・流通させる。

（6）認定小分け業者

認定小分け業者となるためには、農林水産省告示で定める「小分け業者の認定の技術的基準」に適合した販売業者等（食肉加工業者、百貨店、スーパー、精肉店など）が登録認定機関から認定を受け、認定後も定期的に調査を受けることとなる。

認定の技術的基準には、小分け及び格付の表示を付すための施設、小分けの実施方法、小分けを担当する者の資格及び人数、格付の表示を付する組織及び実施方法、格付の表示を担当する者の資格及び人数などを定めることとしている。

加工業者、流通業者が、生産情報公表牛肉のJ A Sマークの付いた枝肉を小分けする場合には、当該業者が、認定小分け業者として認定を受けた場合に限り、小分け後の牛肉にも生産情報公表牛肉のJ A Sマークを付することができる。

認定小分け業者が生産情報公表牛肉のJ A Sマークを付する場合には、当該牛肉を識別するための番号（個体識別番号（複数頭分の肉が混ざった場合は、個体識別番号に変えて荷口番号とすることができる。））毎に記録、管理、伝達する。

（7）消費者への情報の公表

容器又は包装の表示例及び公表情報の例は図8に示されている通りである。

消費者は、生産情報公表牛肉のJ A Sマークが付されている牛肉につき、個体識別番号又は荷口番号から、店頭での表示やインターネット、F A X等を通じて、生産情報を入手することができる。

4. 生産情報公表牛肉の J A S 規格の内容

(1) 記録・保管及び公表すべき情報（雌雄の別、出生の年月日、管理者の氏名及び住所、飼養施設の所在地、給餌した飼料の名称及び使用した動物用医薬品の名称など）の内容は図 9 に牛の生産農家が記録する生産情報及び消費者へ公表される生産情報として示されている。

(2) 当該牛肉の生産情報の入手（店頭表示、F A X 番号、及びホームページアドレスなど）の方法

(3) 表示すべき事項及び表示の方法（名称の表示方法にあっては、その内容を表す一般的な名称の次に括弧を付して「生産情報公表牛肉」と記載する。）等を定める（図 8）。

5. 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法と生産情報公表 J A S の公表事項の整理

出生から消費まで国内、子牛を輸入、牛肉を輸入の三つの異なる事例について牛トレ法と生産情報公表 J A S 規格の比較が図 1 0 に示されている。

生 産 段 階

牛海綿状脳症対策特別措置法
(牛に関する情報に対する記録等)

加 工 段 階

情 報 の 伝 達

(独) 農林水産消費技術センター

```

graph TD
    subgraph Production_Stage [生産段階]
        A[子牛生産農家] -- 耳標 --> B[ほ育・育成農家]
        B -- 耳標 --> C[肥育農家]
        C -- 耳標 --> D[と畜場(枝肉)]
    end

    subgraph Processing_Stage [加工段階]
        E[加工業者(部分肉・精肉)] -- 耳標 --> F[小売業者(精肉)]
        F -- 荷口番号 --> G[消費者]
    end

    D -.-> E
    E -.-> F
    F -.-> G

    D -- 記録・管理・伝達 --> H[認定(外国)小分け業者]
    E -- 記録・管理・伝達 --> I[認定(外国)小分け業者]
    F -- 記録・管理・伝達 --> J[認定(外国)小分け業者]

    H -- 認定 --> K[登録(外国)認定機関]
    I -- 認定 --> L[登録(外国)認定機関]
    J -- 認定 --> M[登録(外国)認定機関]

    K -- 登録 --> N[農林水産大臣]
    L -- 登録 --> N
    M -- 登録 --> N

    N -- 監視指導 --> O[認定(外国)認定機関]
    O -- 調査 --> H
    O -- 調査 --> I
    O -- 調査 --> J
  
```

農 林 水 産 大 臣

認定生産行程管理者が行う生産行程の管理又は把握の実施方法
(一体的認定及び外注管理)

図2 認定生産行程管理者が生産者の場合

(法施行規則第31第1号)

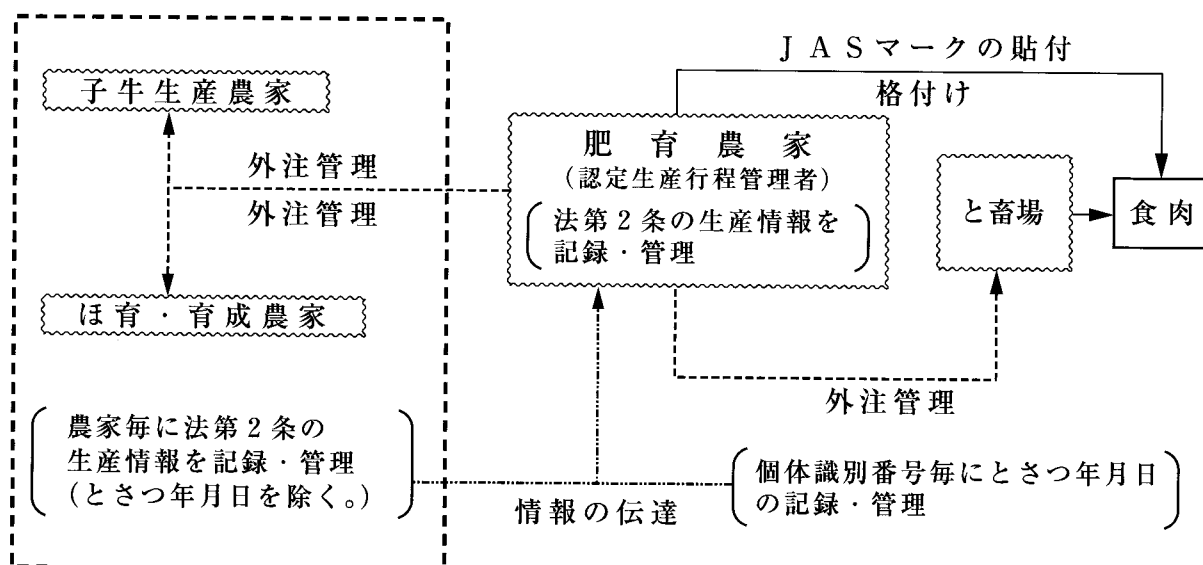


図3 認定生産行程管理者が生産業者を構成員とする法人の場合

(法施行規則第31第2号)

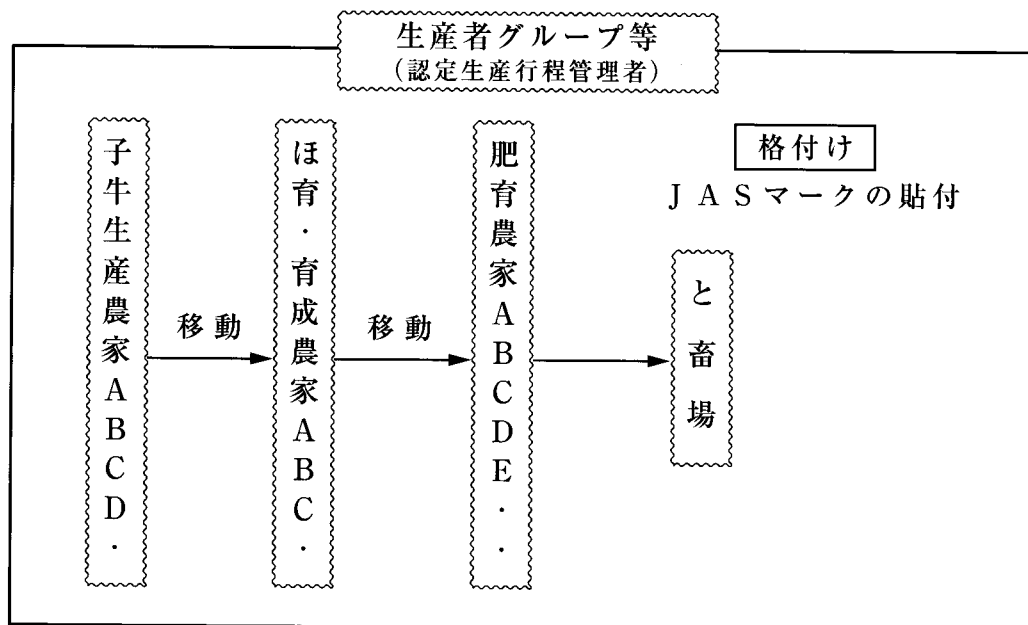
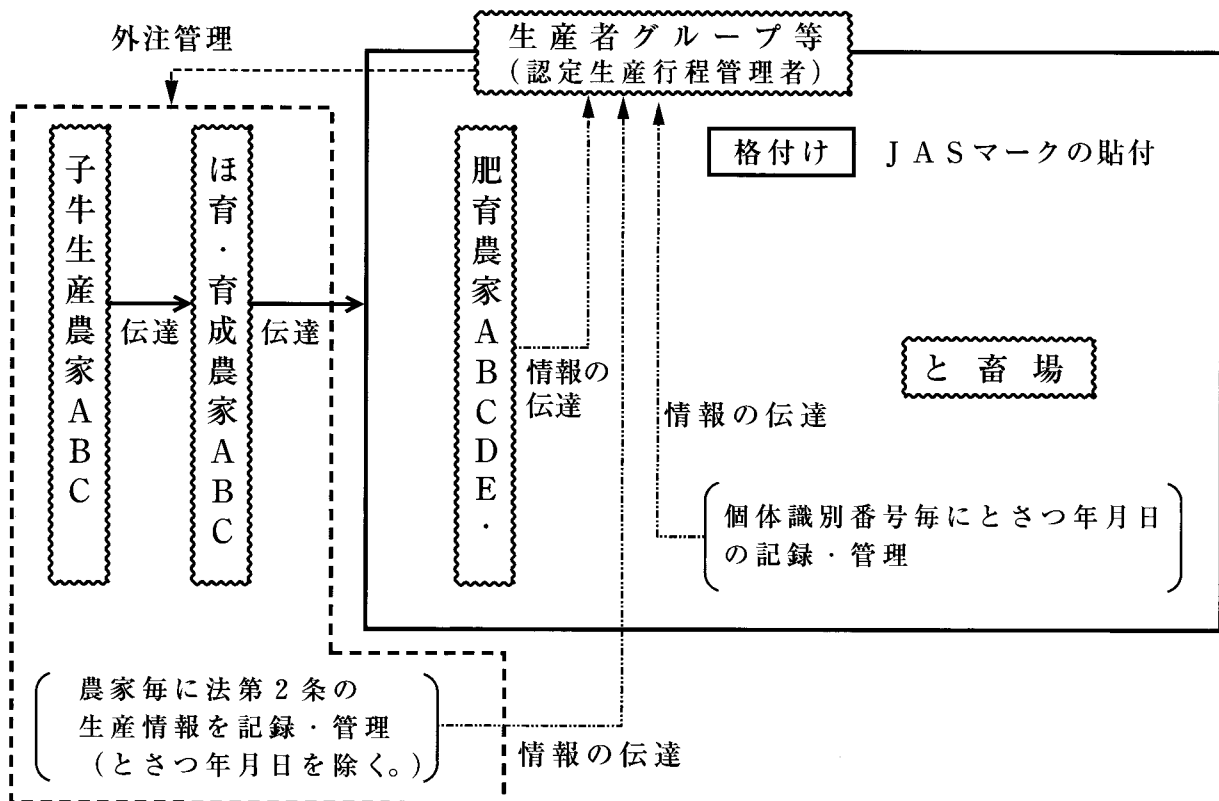


図4 一体的認定の例



一体的認定の例

- パターン1 認定生産行程管理者+子牛生産農家、ほ育・育成農家、肥育農家
- パターン2 認定生産行程管理者+子牛生産農家、ほ育・育成農家、肥育農家、と畜場
- パターン3 認定生産行程管理者+肥育農家、と畜場
- パターン4 認定生産行程管理者+と畜場

- * 一体的認定をとる場合は、認定申請時に「生産を行う農場又は事業所の名称及び住所」に明記して認定をとる必要がある。
- * と畜場と一体的認定を取らない場合は、認定生産行程管理者みずからがその都度と畜場に出向いて格付けをする必要がある。

図5 認定生産行程管理者が販売者の場合

(法施行規則第31第3号)

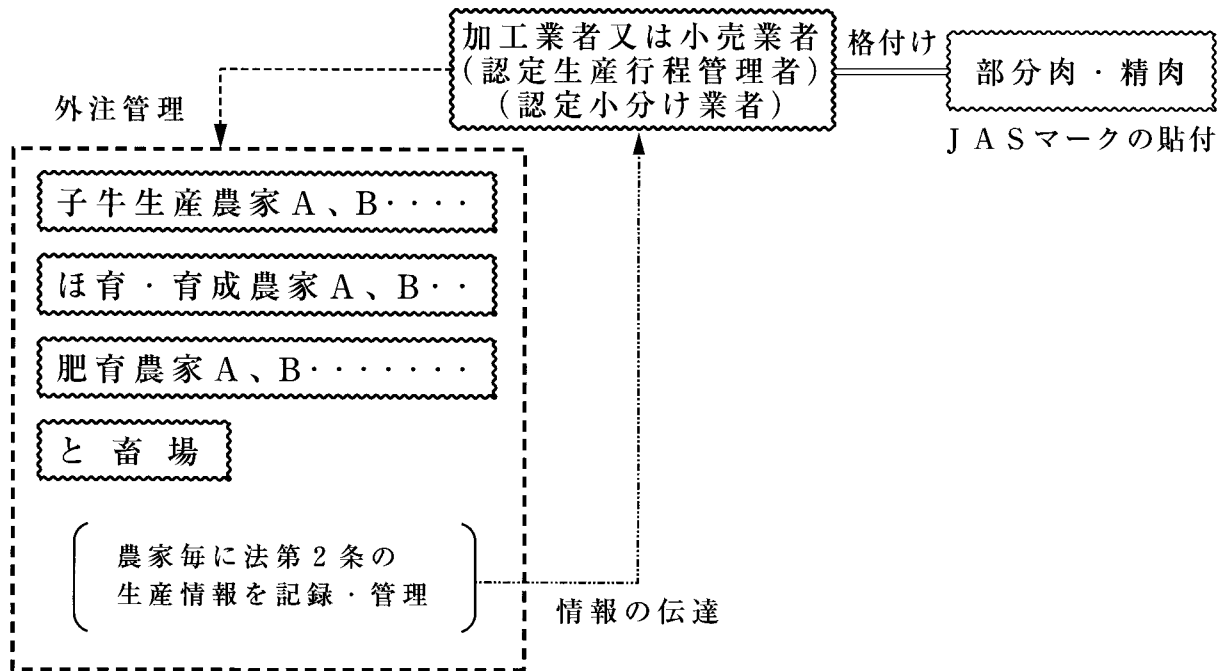


図6 動物用医薬品の分類と規制

- ①要指示医薬品 → 購入時に診療に基づく獣医師の指示書等が必要
 ②使用規制対象医薬品 → ・購入時に獣医師の診療に基づく指示書等が必要
 ・使用時に使用規制基準の遵守が必要

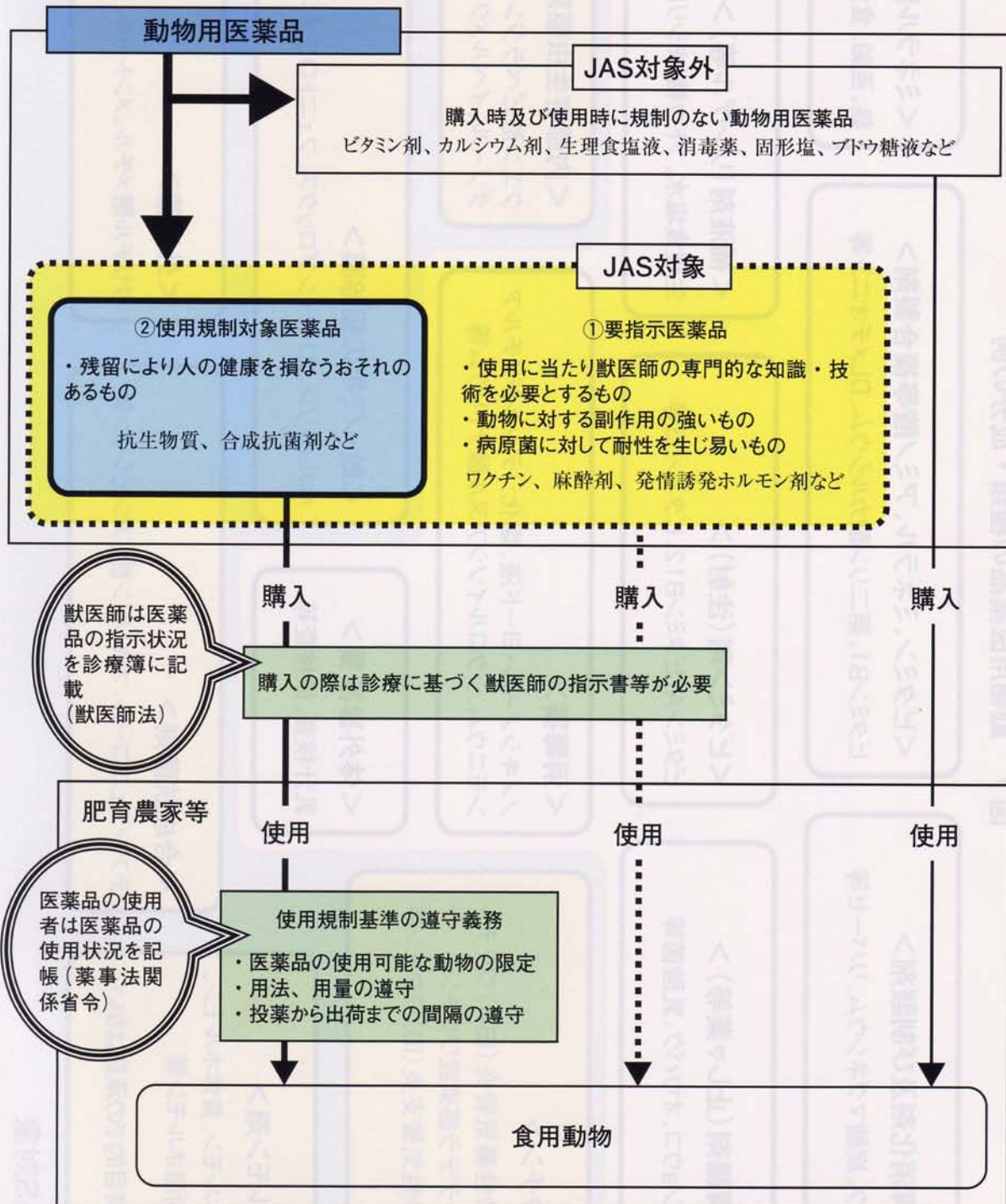
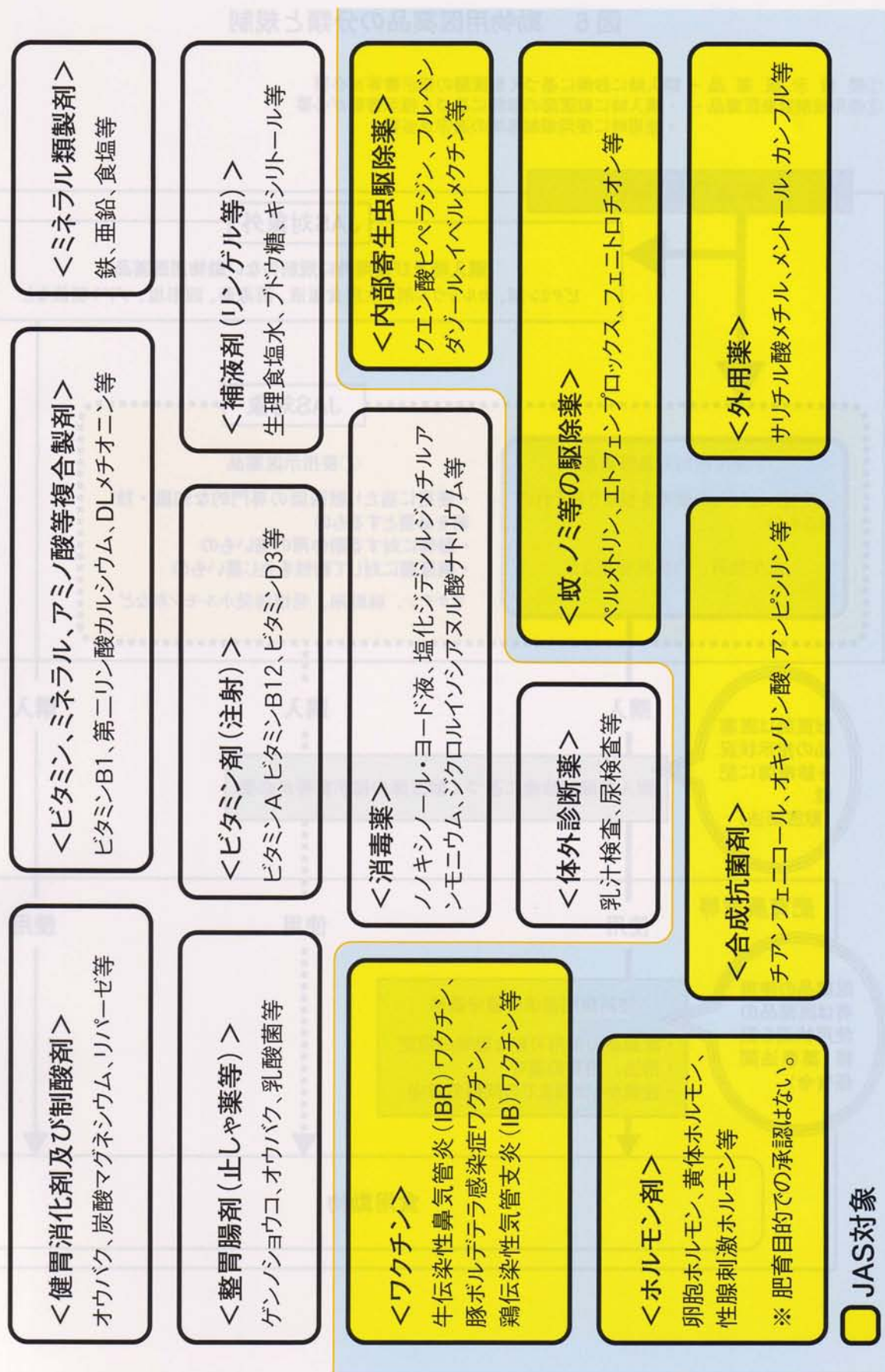


図7 動物用医薬品の種類・成分の例



 JAS対象

図8 表示事項及び公表情報

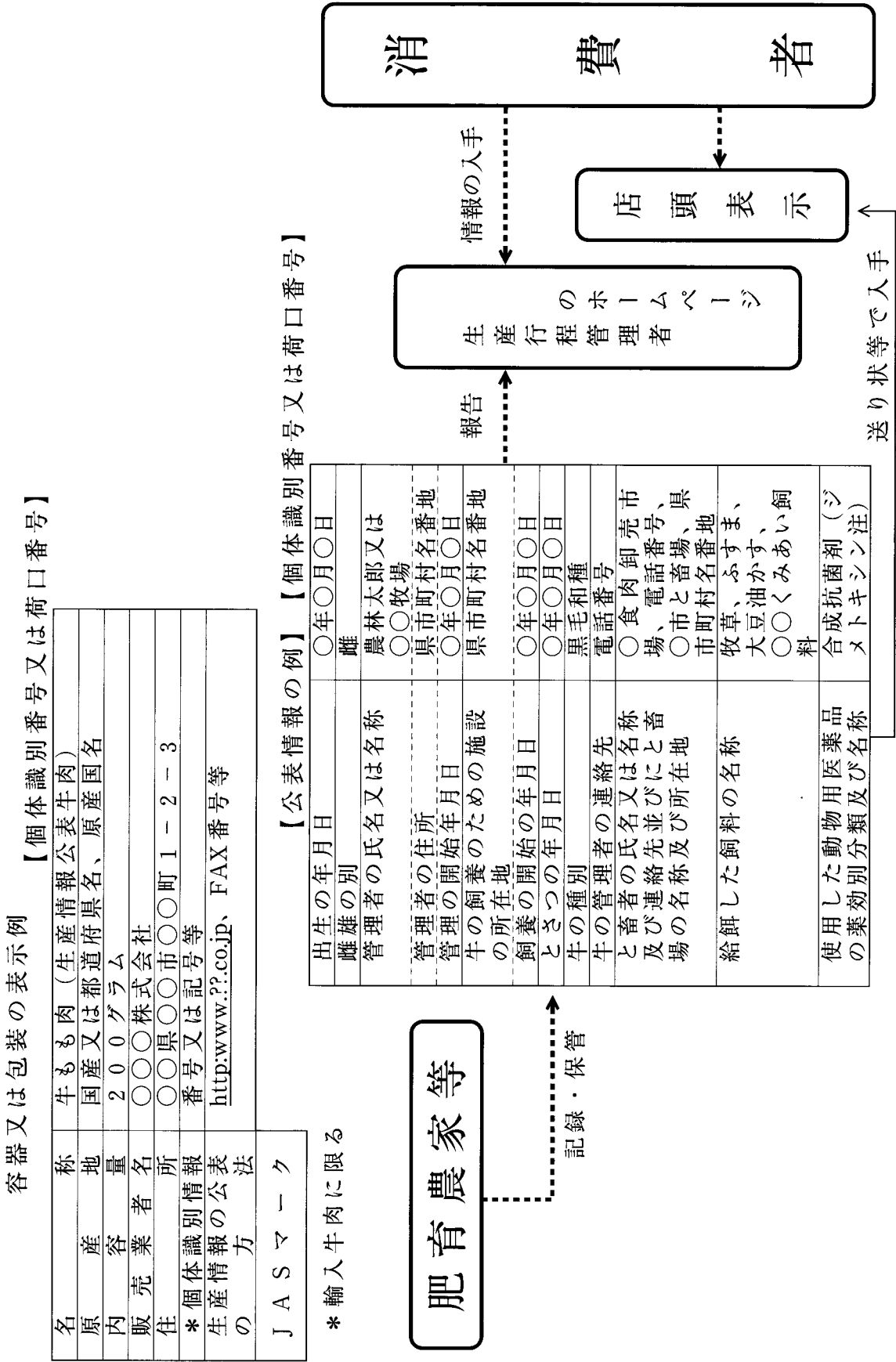


図9 牛の生産農家が記録する生産情報及び消費者へ公表される生産情報

・生産情報の記録

・牛個体識別情報（個体識別番号又は荷口番号）

出生年月日	○年○月○日
雌雄の別	オス
管理者の氏名又は名称	農林太郎又は○○牧場
管理者の住所	○県○市○町○○番地
管理の開始年月日	○年○月○日
飼養施設の所在地	○県○市○町○○番地
飼養の開始年月日	○年○月○日
とさつ年月日	○年○月○日
牛の種別	黒毛和種
牛の管理者の連絡先	登録電話番号
と畜者の氏名又は名称及び 連絡先並びにと畜場の名称 及び所在地	○○食肉卸売市場 電話番号 ○○市と畜場 ○県○市○町○○番地

・給餌情報（個体識別番号又は荷口番号）

区 分	飼 料 の 名 称	生後ほ乳期	幼齢期	肥育期
粗飼料	牧草		○	○
	シバ		○	○
	稲わら		○	○
濃厚飼料 (単体)	トウモロコシ	○	○	○
	ふすま	○		○
	大豆油かす			○
配合飼料	代用乳 ○○○○	○		
	人工乳 ○○○○	○		
	○○印○○用配合飼料		○	○
	○○印○○用配合飼料			○
	○○印○○用配合飼料			○
混合飼料	○○印○○用○○			○

(注) 配合飼料及び混合飼料の種類については、飼料の名称を記入すること。

・治療履歴情報（個体識別番号又は荷口番号）

治療年月日	病 状	治 療 内 容
○年○月○日	コクシジウム感染症	合成抗菌剤（ジメトキシ注）
	血様下痢	
○年○月○日	肺炎	抗生物質（テラマイシンLA注射液）
	発熱、発咳、鼻漏	

・生産情報の公表

・牛個体識別情報（個体識別番号又は荷口番号）

出生年月日	○年○月○日
雌雄の別	オス
管理者の氏名又は名称	農林太郎又は○○牧場
管理者の住所	○県○市○町○○番地
管理の開始年月日	○年○月○日
飼養施設の所在地	○県○市○町○○番地
飼養の開始年月日	○年○月○日
とさつ年月日	○年○月○日
牛の種別	黒毛和種
牛の管理者の連絡先	登録電話番号
と畜者の氏名又は名称及び 連絡先並びにと畜場の名称 及び所在地	○○食肉卸売市場 電話番号 ○○市と畜場 ○県○市○町○○番地

・給餌情報（個体識別番号又は荷口番号）

牧草、シバ、稲わら、トウモロコシ、ふすま、大豆油かす、 代用乳○○○○、人工乳○○○○、○○印○○用配合飼料、○○印 ○○用配合飼料、○○印○○用配合飼料、○○印○○用○○
--

・治療履歴情報（個体識別番号又は荷口番号）

合成抗菌剤（ジメトキシ注） 抗生物質（テラマイシンLA注射液）

図 1 0 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法と生産情報公表JASの公表事項の整理

	国内で出生→消費		子牛を輸入		牛肉を輸入	
	牛トレ法	J A S	牛トレ法	J A S	牛トレ法	J A S
出生の年月日	◎	◎		◎		◎
牛の輸入の年月日			◎	(出生年月日)		
雌雄の別	◎	◎	◎	◎		◎
輸入者の氏名又は名称及び住所			△	—		—
管理者の氏名又は名称及び住所並びにその管理の開始年月日	△	◎	△ (輸入後)	◎		◎
牛の飼養のための施設の所在地及び当該飼養施設における飼養の開始年月日	◎	(番地まで)	◎ (輸入後) (都道府県名まで)	◎		◎
と殺又は死亡の年月日	◎	(と殺年月日のみ)	◎	(と殺年月日のみ)		(と殺年月日のみ)
牛の種別	◎	◎	◎	◎		◎
牛の管理者の連絡先	△	◎	△ (輸入後)	◎		◎
輸入先の国名			◎	—		(原産地表示)
輸入者の連絡先			△	—		—
と畜者の氏名又は名称及び連絡先	△	◎	△	◎		◎
と畜されたと畜場の名称及び所在地	◎	◎	◎	◎		◎
輸出者の氏名又は名称、住所及び連絡先	△	—	△	—		—
給餌した飼料の名称	—	◎	—	◎		◎
使用した動物用医薬品の薬効別分類及び名称	—	◎	—	◎		◎

※ 牛トレ法：台帳に記録し公表する情報を◎、台帳に記録のみ行う情報を△。
生産情報公表JAS規格：公表する情報を◎。